

入札公告(管工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年4月21日

支出負担行為担当官

加古川学園長 樋口光平

(公印省略)

1 工事概要

(1) 業種区分

09

(2) 工事名

令和7年度加古川学園寮舎浴室配管等改修工事(補正予算分)

(3) 工事場所

兵庫県加古川市八幡町宗佐544番地

(4) 工事内容

加古川学園寮舎浴室の配管改修及び面台取付並びにシャワーユニットの更新を行う。

(5) 工期

令和8年11月27日まで

(6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本件入札手続は、下記3に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム(政府電子調達(GEPS)(<https://www.p-portal.go.jp/>))により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと(本件入札手続において「紙入札方式」という。)ができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分(管工事)において、法務省の令和7・8年度における建設工事の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平

成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 法務省の令和 7・8 年度における管工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、850 点未満であること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者 (監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者) を本工事に専任で配置することができること。
 - ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 上記 (4) に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。)
 - ウ 所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と 3 か月以上の雇用関係にあること。
- (5) 主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりである。
 - ア 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
 - イ 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間 (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間) については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
 - ウ 工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。) 事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (6) 競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成 7 年 1 月 23 日付け法務省営第 191 号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと (入札説明書参照)。
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再

生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (9) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適當であると認めていないこと。
- (10) 法務省が発注した工事について、予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が 65 点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が 1 か月を経過していること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒675-1201
兵庫県加古川市八幡町宗佐544
加古川学園 庶務課 用度係 宮澤
電話 079-438-0353 (1→3)
- (2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法
 - ア 入手期間
令和8年4月21日から同年5月27日まで
 - イ 入手方法
 - (ア) 入札説明書等（入札説明書別冊の図面を除く）は、上記(1)にて交付又は政府電子調達（G E P S）（<https://www.p-portal.go.jp/>）からダウンロードできる。
 - (イ) 入札説明書別冊の図面については、上記(1)でのみ交付（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。）するので必ず入手すること（同図面は上記(ア)の方法によっては入手できない）。
 - (ウ) 別冊の図面を含む入札説明書等について、郵送又は電子メールによる入手申し込みは受け付けない。
- (3) 申請書の提出期間及び提出方法
 - ア 提出期間
令和8年4月21日から同年5月11日までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 - イ 提出方法
電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参若しくは郵送（提出期間内必着。）すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札

(ア) 入札書の提出期限

令和8年5月27日午後5時まで

(イ) 入札書の提出方法

電子調達システムによる。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送（提出期間内必着）すること。

イ 開札

(ア) 開札の日時

令和8年5月28日午後2時30分

(イ) 開札の場所

〒675-1201 兵庫県加古川市八幡町宗佐544番地
加古川学園会議室又は電子調達システム

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 入札保証金の納付

免除

(3) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行姫路代理店（三井住友銀行姫路支店））。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行姫路代理店（三井住友銀行姫路支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

おって、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

- (6) 手続における交渉の意図の有無
無
- (7) 契約書の作成の要否
要
- (8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
上記 3 (1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 詳細は入札説明書による。